

合併処理浄化槽を設置する際の費用の一部を補助します

汚水処理未普及解消を図るために合併処理浄化槽を設置する際の費用の一部を補助します。また、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際に不要となる単独処理浄化槽撤去費用や配管入れ替え費用を補助する制度もありますので、ご利用ください。※市では、業者へ補助制度を活用した営業活動の依頼は行っていません。

▶受付開始日 **4月17日(水)** から ※予算額に到達次第、受け付けを終了させていただきます。

①合併処理浄化槽設置補助

補助金額

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

対象地域

下水道認可区域外および農業集落排水事業区域外の地域(ただし、公共下水道認可区域の一部および農業集落排水区域の沖新田地区・報恩寺地区も補助対象となる場合がありますので、お問い合わせください)

②単独処理浄化槽の撤去に対する補助

補助金額 90,000円

※①の補助へ追加して補助します。

③宅内配管費に対する補助

補助金額 90,000円

※①の補助へ追加して補助します。



※ご注意

補助申請は、工事開始前に行ってください。条件やその他、詳細はお問い合わせください。

年金豆知識

年金の手続きはお済みですか

結婚や就職、転職などにより年金の加入状況が変わると、そのつど届け出が必要となります。届け出を忘れると、将来受け取る年金額が減額されたり、受けられなくなる場合があります。

下記に当てはまる方は、届け出が必要ですので、忘れずに手続きをしましょう。

現在の年金種別	こんなとき	届出先
第1号被保険者 (自営業者・学生など)	会社などに就職したとき	勤務先
	配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先
第2号被保険者 (会社員・公務員)	会社などを退職したとき	下記届出先
	本人 扶養されてる配偶者	
第3号被保険者 (会社員・公務員に扶養 されている配偶者)	会社などを退職し配偶者の扶養になるとき (配偶者が第2号被保険者の場合)	配偶者の勤務先
	会社などに就職したとき 第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき (離婚・収入増のとき)	勤務先 下記届出先

◆問い合わせ・届出先 = 下館年金事務所 ☎0296-25-0829

④健康保険課 (内線1230) ・ ⑤暮らしの窓口課 (内線8027)



日本年金
機構HP

無料法律相談会を開催します

※初回相談の方限定・予約制

4/20(土)10:00~16:00

ご予約は ☎電話・相談予約フォーム・LINEにて受け付けております

☎ **0296-30-5600**

電話受付時間：平日9:00~17:30

つくばね法律事務所

茨城県下妻市大園木2839-1 大建ビル2階
【国道294号線バイパス沿い・やすらぎの里しもつま隣り】



相談予約フォーム



LINE友だち追加

茨城県弁護士会所属：関 健太郎・門井 節夫・高中 学・飯塚 夏樹・山本 大介

不要品の処分や片付けでお困りの方

断捨離、引越し、終活、遺品整理など

安心の**一般廃棄物収集運搬業許可業者**

未来産業にお任せください!

相談、見積もり無料です。お気軽にお電話ください。

☎ **080-4948-5819** ☎ **0297-22-3000**

〒303-0003 常総市水海道橋本町3588-6 未来産業